

目次

H II -CV-2nd-★控訴状20210217.....	2
--------------------------------	---

控訴状 H II

令和 3 年 2 月 17 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

名称 利根沼田農業協同組合 代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町 88 番地
所在地 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 22,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第 412 号 慰謝料請求事件について、令和 3 年 2 月 9 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

第 3 控訴の理由

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

「法治国家を自ら破壊するエセ司法官憲どもよ、恥を知れ！ 賞罪し總懺悔せよ！」
関与した全裁判官とも当然に、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示している。

しかしながらこれは、極めて卑劣な、非人扱いの冤罪判決である。

私の合理的根拠の有る訴えを理由がないとしたのは虚偽であり、逆に、心証だけでその理由が無いのは、まさに原判決のほうであるから、二重の欺瞞である。

付言すれば、最高裁が既に下した別件却下決定も、全て二重の欺瞞である。

★いざれも不法行為には当らないとしているが、要するに、心証(結論)だけで、「そう言える理由」(合理的根拠)が、実質的に、常に全く無い。

これらの裁判は、後述の通り、全てが実質的な司法拒絶による組織的隠蔽の産物である。

要するに、欺瞞国家の陰謀であり、日本人全員が共謀して、常に私に嘘を吐いている。

言い換えると、一切を認めないことによって、全日本人が、常に、私を非人扱いしている。

全機関とも、訴えの無視と合理性の欠如で共通しており、その手続的無効性も自明である。

また、当り前のことを常に無視するということは、常に広義の判例違反ということである。

当り前のこととは、事件にもよるが、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

無視には3種類有り、判定洩れ(=脱漏、言及が無い)が大半で、理由不備(心証だけ)、片手落ち(要素の欠落)。

原判決の無効性はあまりにも自明過ぎる

被告には、一般的な信義則違反と公序良俗違反以前に、個別具体的な民事的責任が有る。

全不法行為は、別件差別対価の実在への、被告の予見可能性が有ることが前提である。

なぜならば、価格現象として、天文学的に高度の、当り前の蓋然性だからである。

★更に本件では、それが取引拒絶の理由なのだから、私の別件の訴えの合理性の有無、つまり、被告の予見可能性の存否は、請求の原因の前提、つまり、基礎事実ないし主要事実ということであり、当然に判定不可避である。

★それに加えて、ないし、その前提として、被告の販売受託者としての説明責任が有る。

精算書の様式などから明らかに、被告は販売受託者として、組合員資格の有無に關係無く、常に一定の販売委託手数料を徴求している。

つまり、被告は出荷物が公正価格で販売されることに対して、民事的な責任を負っている。

然るに私は、厳然たる価格差の事実を摘示して、これらは公正価格ではないと訴えている。

これらの価格差の原因は何なのか?と、既述の通り、再三、訊ねている。

これに対して被告は、合理的根拠無く、その説明責任を果たそうとしないばかりか、その訴えが不当な要求行為に当るとして、逆に、私の虚偽告訴罪を主張している。

この無条件の欺瞞、無条件の不当性が、不法行為でなければ、いったい何なのか?

然るに原審は、その蓋然性の大半を無視しており、又は、理由不備ないし片手落ちであり、要するに、実質的理由が全く無い。

この欺瞞は憲法遵守義務違反なので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法 76 条〇3)、に違反している。

第一に、私の訴えを常に無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに原審は、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

このように、「請求の原因に当る部分を無視していることから(裁判の脱漏)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

第二に、当り前のことを常に無視している点

当り前のことを認めければ、何でも隠蔽可能となり、社会秩序が維持できない。

第三に、合理的根拠が常に無い点

予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

当り前のことを常に無視する反社会性は自明

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、職務上の故意または過失である。

被告と一審の不当性

被告の不当性よりも、一審の不当性のほうが遙かに大きい。

原事件は全て、生命への無言の脅迫なので、常に自決権(憲法 13 条)の侵害であるのに、それを被告が常に、合理的根拠無く無視して差別対価に加担して来たことは、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職責違反であり、正当業務行為どころではないので、自決権や生命に対する権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、加えて、後述の通り、取引拒絶という明白な加害行為に及んだことである。

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまりこれらは、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそがその総仕上げである。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第4 控訴の理由の説明

以下の通り、全て斟酌したという証拠や、心証の合理的・実質的根拠(正当性)が全く無い。

★★★★★合理的根拠が無いとの訴えを無視していること(全機関共通)

★★★具体的蓋然性に、一般的公信力の高さをいくら訴求しても無駄である
一般的公信力がどれだけ高かろうと、訴えた個別具体的な蓋然性の説明にはならない。
別件控訴や公取とは別問題であり、人は須く犯罪などしない旨と同列の詭弁である。
それに、本訴訟提起時点では未結果なのだから、そもそも後講釈である。
警察や検察と同様で、隠蔽機関が「証拠が無い」と居直る姿は見苦しい。

★★★★★再三強調したのに、被告の論理の不当性に全く触れていない欺瞞

証拠も理由も全く無いのに、控訴審や公取を口実に、私の別件の訴えが不当だとした欺瞞
当該告訴状(甲8、9号証)を無視しており、事案解明責任を放棄している。

★★★★★私の訴えは「不当な要求行為」に当らない 以下の●全て理由不備

- 被告の定款は行為の外形規定であり、摘示の解釈の余地は無い(論理則違反)
- そうでなければ、普遍的に裁判を受ける権利を否定する結果となる(論理則違反)
- さらには、そのような解釈を適用した前例は無いはず(差別、経験則違反)
- 裁判は法的手続そのものであり、法的な責任を超えられない(論理矛盾)
- 未確定(係属中)の別件は、取引拒絶の理由にできない(論理矛盾)
- 私に帰責性が無い以上、過去の例を未来には敷衍できない(論理則違反)

これらの論理を可能にする為に、無理やり私に冤罪を着せているに過ぎない。

以上のように、そもそも合理的根拠が無いのだから、取引拒絶の正当理由にならない

★★★★★これは虚偽告訴罪の冤罪であり、公然たる名誉棄損なので、必ず判定願いたい。

★被告らの犯罪である 理由不備

被告ら4社は、既述の通り、名誉棄損罪、偽計業務妨害罪、信用棄損罪、詐欺罪、脅迫罪、
証拠隠滅罪、犯人隠避罪、である。

★別件は当たり前の差別対価である 理由不備

本件の関連事件として、前橋地裁・平成31年(ワ)第118号・慰謝料請求事件を概説する。
被告らは共謀して、差別対価など、不公正な取引方法を重ね、私の営農生活を脅した。
要するに、訴えた数々の恣意性と総合すれば、本件は、価格差の程度問題として、当たり前に、差別対価であり、その象徴が、20170717の272円対50円である。

これは、272円がそもそも過去最低水準であるのに、更にそこから5.4分の1という、統計的異常値であり、同時に、箱代53円以下の、殺意が溢れる、実質的なマイナス価格である。
その方法は、I私への不当な廉価、II当地への不当な廉価、III実勢価格の隠蔽、という形の、常態的な二重の差別対価である。(20170717は、Iが50円、IIが272円、IIIは不明)
これらの価格差には、当たり前の物価感覚として、誰でも差別対価の疑いを持つはずである。

●この価格差の原因について、被告は販売受託者としての説明責任を果たさうとしない。
被告には、一般的な信義則違反と公序良俗違反以前に、この民事的責任が有る。
別件の控訴判決は尚も、私の出荷物とは断定し切れないことを理由に、三票(表)ほか一切の証拠力を否定しているが、もしそうだとすれば、被告の所定の様式の不備、被告の説明責任の懈怠、一審の事案解明責任の放棄、のいずれかに必ず当るので、論理矛盾である。
当該別件控訴棄却も公取の棄却も、何ら合理的根拠は無いので、何の証拠にもならない。

●当該別件一審二審とも、明白な欺瞞である。

要するに、青果市場価格の個別性を理由に、差別対価の疑いを否定しているが、その論理を敷衍するならば、青果市場ばかりではなく、全市場の全ての差別対価が否定される。
差別対価の判定において、その判定基準を示さないことは、当り前に無条件の欺瞞である。
そして、そんなことは誰にも自明過ぎるが故に、その判決内容を知ったうえで引用した原審も同罪である。

★裁判所は事案解明責任を果たせ!

天文学的に超高度の蓋然性である点からも、差別対価から目を逸らすことは許されない。
産地別の価格は被告らが独占しており、控訴人(原告)の立証責任は既に尽くしている。
本件の請求の原因の前提、つまり、基礎事実又は主要事実なのだから、本件にとどめ、
差別対価の存否の判定は不可避である。

第5 附属書類 控訴状副本

以上